

**平成13年度第1回
東京都生活衛生審議会**

平成13年11月28日(水)

第一本庁舎33階N2会議室

午前10時00分開会

三好課長 平成13年度第1回東京都生活衛生審議会を開催させていただきます。

各委員の方々におかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会は、設置されてから最初の会議になります。後ほど会長の選出をお願いしたいと存じますが、それまでの間、私、生活環境部環境衛生課長の三好と申しますが、私が議事進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

さて、本審議会は、東京都生活衛生審議会条例によりまして、委員の過半数の出席によって成立することになっております。本審議会の委員数は13名でございまして、本日は12名の出席でございますので、会議が成立していることをご報告したいと思います。

なお、東京都の情報公開の推進に関する要綱がございまして、会議の内容あるいは議事録等は、インターネットによって公表することになっておりますので、予めご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これから開会いたしますが、開会に当たりまして、衛生局の荻野技監よりご挨拶を申し上げたいと存じます。

荻野技監 ただいま紹介を受けました、衛生局技監の荻野でございます。委員の皆様方には、大変お忙しい中、東京都生活衛生審議会にご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。また、平素から、都の生活衛生行政にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、今日、高齢社会が急速に進展する中、都民の生活様式の変化、ニーズの多様化、さらには地方分権の推進等、生活衛生行政を取り巻く環境は大きく変化しております。このため、生活衛生の分野においても、時代に即応した積極的な行政対応を図っていくことが強く求められております。理容所や美容所につきましても、高齢社会を迎え、社会福祉施設の入所者等が良質な理・美容サービスを受ける機会の確保が求められるなど、施設の衛生と安全を確保しつつ、都民のニーズに適切に対応する行政対応が課題となっております。

本日の諮問は、理・美容所の作業室床面積基準の見直しについてでございます。社会福祉施設等における、いわゆる福祉理容・美容を支援する観点から、作業室床面積基準

の弾力的な運用規定についてご審議いただきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、さまざまな立場から、よろしくご審議のほどをお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

三好課長 ありがとうございます。

続きまして、本日の会議資料の確認をお願いいたします。

まず、お手元に、生活衛生審議会の「次第」と「答申案」の二つをご用意させていただいております。それから、委員の先生方には、封筒に入れてございますが、委嘱状を用意させていただいております。本来ならば、お1人ずつ知事から委嘱状の手渡しということになるのですが、時間の都合等ございまして、大変恐縮でございますが、お手元に配付させていただきました。後ほどご確認をお願いしたいと存じます。

資料はよろしいですか。

それでは、最初の会議でもございますので、私から、東京都生活衛生審議会条例に基づきまして、生活衛生審議会の設置の趣旨、審議事項等について、簡単にご説明をさせていただきます。

ご案内のように、東京都生活衛生審議会は、理容業や美容業、クリーニング業など、都民生活に密着した生活衛生営業について、料金や営業方法などに制限を課す適正化規定や、衛生上必要な措置の基準・許可にかかわる条件等に関する審議を行うために設置されている知事の諮問機関でございます。

この組織は、従来は、環境衛生関係営業の運営の適正化に関しましては、環境衛生適正化審議会、いわゆる環適審という組織が、また、興行場、旅館、公衆浴場の営業許可基準等につきましては三法協議会という組織がございまして、それぞれ審議をしておりましたが、平成12年4月に環衛法の一部改正がありまして、環適審と三法協議会が統合されて、新しく生活衛生審議会としてスタートした形になっております。

この審議会の議事内容は、「次第」の3ページに、審議会条例の設置と所掌事項が記載してありますが、広く都民生活に関わるさまざまな事項・営業に関する必要な措置の基準、許可等に関わる条件、こういうものをご審議いただく組織になっております。審議会の委員は20名以内でありまして、生活衛生関係事業者の意見を代表する者、利用者または消費者の意見を代表する者が同数参加する、このような形の審議会であります。

また、委員の任期は2年で、知事からの任命を受けてご審議をいただく組織であります。

以上、簡単ではありますが、生活衛生審議会を今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、本審議会の委員及び事務局職員をご紹介します。「次第」の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、学識経験者委員として、日本大学法学部教授の関委員でございます。

弁護士の佐藤委員でございます。

国立公衆衛生院建築衛生学部長の池田委員でございます。

東京都議会議員の松原委員でございます。

同じく東京都議会議員の野島委員でございます。

同じく東京都議会議員の福島委員でございます。

東京都議会議員の長橋委員でございます。

続きまして、利用者代表ということで、東京都生活協同組合連合会会長の浅井委員でございますが、本日は欠席の連絡をいただいております。

東京都民生児童委員連合会副会長の近藤委員でございます。

大田区消費者団体連絡協議会代表の〆野委員でございます。

続きまして、営業者代表ということで、社団法人東京都環境衛生協会会長の田村委員でございます。

東京都理容生活衛生同業組合理事長の小池委員でございます。

東京都美容生活衛生同業組合理事長の柏木委員でございます。

事務局ですが、先ほどご挨拶をさせていただきました東京都衛生局技監の荻野でございます。その隣が、東京都衛生局生活環境部長の河津でございます。技監の隣りが、衛生局生活環境部参事の木村でございます。その隣りが、衛生局生活環境部環境指導課長の中谷でございます。後ろになりますが、生活環境部副参事の田部でございます。

それから、本日は最初でありますので、皆さんにご紹介をさせていただきますが、いろいろな形でのお付き合いといたしまししょうか、お仕事上ご連絡を差し上げることもあろうかと思っております。環境衛生課営業振興係長の安部でございます。環境指導課の木ノ内課長補佐でございます。環境指導課の木村次席でございます。同じく環境指導課の松田主任でございます。一番後ろにありますが、環境指導課連絡調整担当の課長補佐の谷津でございます。このようなメンバーで審議をお願いしたいと存じます。

それでは、本日は第1回目の会議でありますので、会長を選任していただきたいと存じます。審議会条例では、委員の互選により会長を選任することになっておりますが、いかがいたしましょうか。

田村委員 このメンバーの方をお見受けしますと、関先生がどうかと思います。前に、三法運営協議会の会長さんも歴任しておりますし、皆さん、いかななものでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

三好課長 ただいま、関委員に会長をお願いしたいというご意見がございまして、皆さんの同意も得られたかと思えます。

関先生、よろしく願います。

続きまして、条例では、会長を補佐する会長代行として、会長が不在のときという規定でございまして、予め選んでおければと考えておりますが、これは会長が指名する形になってございます。

関会長、どなたかご指名いただけますか。

関会長 佐藤委員を指名させていただきたいと思えます。

三好課長 佐藤委員、よろしいですか。

佐藤委員 受けさせていただきます。よろしく願います。

三好課長 そうということで、会長、会長代行が無事選任されました。本当にありがとうございます。

それでは、関会長、会長席にお移りいただきたいと思えます。

(関委員、会長席へ移動)

三好課長 それでは、最初でございますので、関会長から一言ご挨拶をいただければと存じます。

関会長 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま会長にご指名いただきまして、大変緊張しておりますが、何とかまとめさせていただきます。そのためには、委員の皆様方のご協力をぜひともよろしく願います。

ご承知のとおり、いまなかなか難しい世の中になってまいりました。一方、地方分権一括法の施行によりまして、地方公共団体の役割が国の中で非常に大きなものになって

きたと存じます。その中で東京都が最大の地方公共団体として、いわば全国自治体のリード役と申しますか、先導するような役割を担わされているのではないかと思います。当審議会は、東京都の公衆衛生の重要事項を審議する機能を仰せつかっておりますので、ひとつ皆様とご協力しながら、つつがなくこの大任を果たしてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

三好課長 どうもありがとうございました。

それでは、これからの議事は会長にお任せして、議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

関会長 まず、本日、知事から諮問があったということでしたので、事務局からご説明をお願いいたします。

中谷課長 それでは、私、中谷からご説明させていただきます。

お手元の資料でございますが、「次第」の5ページ目に諮問の写しを付けさせていただいております。本日付けの諮問でございます。朗読させていただきます。

13衛生環第662号

東京都生活衛生審議会

下記の事項について諮問する。

平成13年11月28日

東京都知事 石原慎太郎

記

1 理・美容所の作業室床面積基準の見直しについて

【諮問理由】

介護保険制度の導入等に伴い、社会福祉施設等におけるいわゆる福祉理・美容に係る相談が増加傾向にある。

社会福祉施設等においては、理・美容所の作業室床面積基準（13平方メートル以上）の制約により、常設の理・美容スペースを確保することが困難であることから、入所者が施設内で理・美容の施術を受ける場合、理・美容師の出張業務により対応している。

しかし、社会福祉施設等での理・美容業務についても衛生を十分に確保する必要があることから、可能な限り常設の理・美容スペースを設けることが肝要であり、現行の床面積基準について弾力的な運用規定の整備が求められている。

このような観点から、理・美容所の作業室床面積基準の見直しについて諮問する。

以上でございます。

関会長 ありがとうございます。

今回の諮問につきましては、事務局からあらかじめ委員の皆様方のところへ伺いまして、経過等の説明をいたしております。その際に、委員の皆様方からいただきましたご意見等を踏まえまして、事務局で答申案を作成したということでございます。

そこで、それをお手元に配付してあると思いますが、これにつきまして、まず事務局からご説明をお願いいたします。

中谷課長 別綴りの資料でございます。「答申案」として本日付けになってございます。本日、この答申案について、以後、ご検討をいただくことにしてございます。

当審議会から知事あての答申案でございます。「理・美容所の作業室床面積基準の見直しについて（答申）」でございます。

お開きいただきまして、「別紙」（配布資料）以降が内容になってございます。以降3ページまでと、別添で資料を付けさせていただいておりますが、順番にご説明をさせていただきます。

1「現状と課題」でございます。先ほどは知事から諮問をいただきました、社会福祉施設等での理・美容サービスについて、さらに内容を質の高いものにしなければいけないのではないかということから、いま現在、理・美容師の方の出張業務という対応の他に、選択肢として、常設の理・美容スペースを設けて、その場所で行えるようにきちんと対応ができる基準にしなければいけないのではないかということが、現状を踏まえた課題としてあり、そういったことから、現行の床面積基準の見直しが求められております。

しからは、現行の床面積基準がどうなっているかということで、その内容が2に出てございます。この基準につきましては、いま現在、理容師法施行条例、美容師法施行条例、それぞれの条例が平成12年4月1日、先ほど関会長から地方分権の話が出ましたけれども、それまでは、昭和33年以降、東京都の規則でこの内容が定まっていたわけですが、機関委任事務から自治事務に移行する中で条例化をしたものでございます。

内容的には変わっておりませんが、この1ページのところに、理容師法施行条例第3条第1号、第2号に基準がございまして、理容の場合13㎡以上という床面積が決まっております。その中には、いすは3台まで。1台増すごとに4.9㎡ずつ13㎡に加算していく基準になってございます。

裏面には美容師法施行条例がございまして、同様に、基準が13㎡以上ということで決まっております。その中に置けるいすの台数は6台までで、1台増すごとに13㎡を加算していく基準になってございます。

大変恐縮でございますが、資料を2枚ほどめくっていただきますと、「別添1」、「別添2」として、法体系ということで、かわりがある条文のところを抜粋したものが記載してございます。理容師法、美容師法、それぞれの法律に基づいて幾つか規定されているものがあります。理容師法、美容師法、ほぼ変わりませんので、ここでは、「別添1」の理容師法に沿ってご説明をさせていただきます。

先ほど、出張の理・美容業務でそういった施設にはこれまで対応してきたということがございますが、この場合には、そういう中では、実際に資格を持っておられる方がその場に行かれてということでございまして、施設がない前提になってございます。その中で、法の中では、理容所以外の場所において理容業務を行うことができる場合を想定しております。

下の段になりますが、国の施行令で「理容所以外の場所で業務を行うことができる場合」ということで、第4条に3点の記載がございまして、基本的には、理・美容所に行けない方のところへ出向いていくということでございますが、基本は理容所において行うという大前提がございまして、よほどの例外で位置づけられていると考えていただければありがたいと思います。

この中に、第3号で、都道府県知事が認める場合ということで、都道府県にもその内容が委ねられておりまして、その内容が施行細則ということで3点ございます。理容所

のない山間僻地。あるいは、社会福祉施設その他収容施設等において、その入所者に対して施術を行う場合。今回、後ほどご議論いただくのは、この内容にも、もう少し選択肢を広げてということになるわけですが。あとは演芸の方の出演直前の施術など、どうしても一般の営業施設に行けないような場合の例外規定ということで設けられているということです。

この内容が出張の理容ということで、理容師法の法体系の中で決められているものがございます。これは、今後も内容的には当然変わりませんから、選択肢の幅を広げることが今回の内容でございます。

法の11条と11条の2でございますが、理容所を設ける場合、事前の届出と、これは許可に代わる行為ですが、私ども行政機関の確認を受けなければならないという要件がございます。その中身が12条で、理容所の開設者の方が講じなければいけない衛生上の措置として、清潔、消毒の関係、照明、換気といったような、公衆衛生上の観点からの規定があります。

その中で、都道府県が条例に定める衛生上必要な措置が法の中に位置付けられておりまして、下に行っていただきまして、この条例の内容が理容師法の施行条例。先ほどご説明させていただいた第3条の1号、2号に、床面積基準にかかわる規定がございます。なお、この法の中の17条の2に読みかえ規定がございますが、いま現在、東京都の仕組みは、ご案内のとおり、区部におきましては、各区長の権限で確認を行うということで各区の権限になっております。多摩市町村部につきましては、東京都の保健所ということで都知事の権限で、いま24の自治体でカバーしております。きょうご議論いただきます、理容師法の施行条例は東京都1本でございます。23区の部分についても、各区で条例を定めるのではなくて、都道府県に委ねられている事務でございますので、東京都の事務でこの条例を定めております。

なお、条例の制定等に当たっては、都区の調整機関で調整するという手続も経ているところでございます。

恐縮でございますが、2ページにお戻りいただきたいと思っております。

そういった法体系になっている中で、それでは、今回諮問をさせていただきました課題への対応策ということで、どのように考えるかという部分でございますが、やはり社会福祉施設等において業務を行う場合は、車いすの理容など、一般の営業施設とは異なる

るレイアウトとか施術方法が考えられるだろうということでございまして、そういった、いわゆる福祉理・美容をめぐる課題に対応するためには、これまでの一般営業施設に適用しているような、いすの大きさも含めて標準的なスタイル、そういったことで、床面積基準で考えるのはなかなか難しいですし、適用が困難ではないかということがございます。そういった床面積基準に例外規定を整備する中で、社会福祉施設等でのさまざまな業務形態に対応可能な内容として考えていく必要があるのではないかとといったような、課題への対応策という考え方でございます。

4番目でございますが、現行の床面積基準の、一般営業施設とは違う例外的な取り扱いについて、どのような考え方で行くかということでございます。先ほど申し上げました、都と区の実務担当者での検討も重ねてまいりましたし、これまでも委員の方々にも個別にいろいろ情報交換をさせていただく中で出てまいりましたものが、ここに出ております、理・美容の業務を行うに当たって衛生上支障のないよう、新たに動線幅の考え方を導入するものでございます。いすの大きさ、形態がどのようなものであっても、作業をするに当たって、安全・衛生ということから必要なスペースを確保する考え方に立てば、さまざまな業務形態に対応できるだろうということです。ある意味で、全国的な考え方で、この理・美容所の作業室については、床面積基準がすべてでございました。自治事務になりましたこの機会に、東京都独自に、一般の理・美容所とは違う、こういった特別なものにどう対応するかということで、この動線幅という新しい考え方を導入してはどうかと考えているところでございます。

そういった中で、考え方としてはそういう取扱の方向でどうかという考え方になっておりますが、(1)として「社会福祉施設等の範囲について」とございます。これは、先ほど来申し上げておりますように、いわゆる福祉理・美容を前提としてございますので、社会福祉事業法に基づく社会福祉施設等の入所施設、医療法に基づく病院などが対象になると考えております。この対象施設については、かなり多くの種類の施設があるわけですが、いまでも、いままのところ私どもの概算では、病院を除く社会福祉施設等の入所施設は約1,000施設程あると考えております。現状では、そういった施設は出張理・美容の範疇になりますので、場合によっては、ベッド脇、フロアの一區画に仮設的に設けて、施術が終わった後に取り除いてしまうといったようなことで、これまででは対応がなされてきておりますが、そういった施設にも対応が可能になるということでございます。

なお、社会施設の9割方は高齢者の方の施設になろうかと思えます。

3ページでございます。先ほど、新しい考え方の動線幅ということでございますが、作業をするスペースとして考えております。その考え方として、0.45m以上と考えるかどうかと思っております。その根拠として、日本人男性の体格がいい方の肩幅が0.45mが最大であることを考え、作業をするイス、あるいは、車いすの周りを少し動いても支障がない広さである。と同時に、一番ポイントになる、理・美容業務の、中腰での通常の作業領域といいたししょうか、作業に当たってのスペースという意味でも、0.45mあれば十分だということから、0.45m以上となっております。

私ども、この考え方を導入するに当たって、一般の営業施設の状況についても実態調査をさせていただきましたが、ほぼすべての施設で、この0.45m以上は確保されておりますが、やはり0.45m、0.5mという施設が多い。最近、リラクゼーションということで、施設もゆとりを持って設けられている観点で、0.45m以上ですから、もちろんもっともっと広いものもあるわけですが、私どもの公衆衛生上の最低基準という考え方からすると、これを条例に規定するか、運用の中で対応するかは、今後の事務的な議論にもなるかと思えますが、その目安として0.45m以上で考えることは、これまでの理・美容業務についての経験則、蓄積についても、十分反映されているものになると考えているところでございます。

以上、今回の諮問に応じて、一般の営業施設に適用されている基準の、ある意味では例外的、特例的な基準の設定について、こういった特別な業務形態を有する施設についての考え方として、答申案として整理させていただきました。

以上でございます。

関会長 ただいま中谷課長から答申案につきまして説明がありましたが、委員の皆様方から、ご質問あるいはご意見がありましたら、お願いいたします。

野委員 ちょっと質問させてください。

社会福祉施設は1,000施設程といま言われましたが、その中で、自治体がつくる施設はどのくらいの割合ですか。

中谷課長 施設の設置主体による区分は、申し訳ありませんが把握しておりません。都内では、病院以外で約1,000施設程という数だけはいまのところ把握しております。

関会長 よろしいですか。

野委員 はい、結構です。

中谷課長 いまのご質問で、公的な施設、その他の施設ということで、設置主体に応じて考え方が変わるということではございませんので、そういった社会施設で業務を行う場合ということで、一律に考えていきたいと思っています。

松原委員 動線幅は肩幅ということでよくわかったのですが、作業いすは、時代の変化とか何かで、小さくなったり大きくなったりする可能性もあるのではないかという気がします。その辺の範囲はおおよそ決めておかなくていいんですか。

中谷課長 そういったことがありまして、作業いすのこれまでの変遷を考えると、徐々に変わってきているという経緯はありますが、そういう意味では、こういった施設は通常の作業いすとは違う、車いすなどの理容であるとか、もう少し大きめのベッド形式のように少し倒れるいすとか、いろいろないすの形態が想定されます。そういったところから考えた場合、一律にこれくらいの面積があればということが出せないものから、逆に、いまご指摘のようなところを踏まえて、どのようないすの形態になっても動線幅が確保できる。その施設の中で想定されるいすの大きさに応じて、その施設での専用スペースを確保するような考え方、いろいろな選択肢、バリエーションに対応できるという意味で、この動線幅の考え方が一番合理的ではないかということで、このような場合にはこういった考え方で対応するというので、これまで検討してきたわけでございます。

佐藤委員 一番最初の届出のときに、構造・設備の届出をするわけですね。そのときに、この動線幅が確保されているかどうか分かるような図面を提出することになると思います。その後に、東京都の方で、現状がそうなっているかどうかを検査する、確認するということになるわけですね。

中谷課長 そうです。届出をいただきまして、確認は事務的行為だけではございませんで、実際に都区的环境衛生監視員が現場に参りまして、その施設で想定されているいす、設備を、実際にその場で拝見し、今回の内容で仮に規定が整備されるとすれば、その動線幅が0.45m以上確保されているかどうかの確認をいたします。実際に現場で確認をして、そして、あるいは改善いただくとかいう手続も経て認められるということで対応してまいります。

佐藤委員 その場合、いすの位置を変えとか、将来、内装を変えるような場合、新

たな届出が必要でしょうか。

中谷課長 通常は変更の届出で対応していただくことになっております。特に、改めて届け出るということではなくて、旧来の届出を生かす形での変更という取扱になります。

野委員 障害がある方とか体が不自由な方で、介添えが要ると思いますが、そういうことは想定しなくてもいいと思いました。この動線は、作業をなさる理・美容師さんのスペースだと思いました。障害によって、もしかすると介助する人がつかない場合もあると思いますが、それはどのようにフォローできますか。

中谷課長 おっしゃるとおりでございます。通常ですと、実際に施術を受ける方と、理・美容師さんという1対1だけの関係ですが、そういった方たちも来られて、ある意味では、この考え方にしたというのは、ハードではなくてソフト部分を考えて対応しなければいけないことになると思います。ただ、いまの介添えの方を想定した場合、どのような動線幅を考えるのか、実は大変難しいところがあるわけですが、そういったところについては、今後、運用の中できちんとそれについても対応できる方向で考えていきたいと思っております。

広ければ広いに越したことはないと思いますが、最低の基準という考え方の中でどのような運用をするか、そういった、まさに特別な場合という想定の中で、今後、運用についてもきめ細かく対応を考えていきたいと思っております。

関会長 そうすると、届出とはいっても、確認があるから、実質は許可みたいな感じがします。もっとも、確認というのは、現場の職員が確認するだけで、別に確認書が出るとか、東京都のしかるべき機関でオーソライズするということはないのですね。

中谷課長 現場を職員が見まして、それでよろしいとなれば手続きをとりまして、「確認済書」という書類を出します。

いまのご質問がポイントとして大変重要なのは、先ほど、法体系の中でご説明しましたように、これは許可に代わるということで確認ということにはなっているのですが、いわゆる許可のイメージですと、通常はハード基準のイメージがありまして、何㎡以上ないと許可できないといったことになりますが、この基準はあくまでも「開設者が講じなければいけない衛生上の措置」という中に位置づけられているものでございます。

ちなみに、大変恐縮でございますけれども、本日の資料の、先ほどご説明をさせてい

ただきました答申案の中の「別添1」の法体系のところをご覧いただきたいと思います。その下に、先ほどご説明はいたしませんでしたが、どういうところに位置づけられているかという、条例第3条のところ、1号、2号は先ほどご説明しましたような床面積基準で、いかにもハード的な規定になっておりますが、3、4、5をご覧いただきますと、例えば3号については、「作業室中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと」といったようなことでソフト基準になっております。ですから、この基準は、ある意味では、確認するとき、確認できるものは確認するわけですが、通常業務の中で、業務をやる前に確認しきれないソフトの部分まで含まれている基準ということで、通常の許可基準とは少し性質を異にするところでございます。

法体系のところをもう少し突っ込んでお話ししますと、許可については、許可要件に合致しなければ不許可という処分がありますが、この理・美容所につきましては、「不確認」ということはございません。ただ、罰則規定はありますので、それに合致しなければ改善いただくことは担保されているわけで、そういう意味で、少し性質が違うところがあります。

今回の考え方も、これまでの床面積基準ですと、まさに許可基準に代わるハード基準としてきちんとしているわけですが、開設者が講じなければならない衛生上の措置は、そういう意味では、ソフト部分まで視野に入れた、通常、業務を行うに当たって、確認の時点ではこうだったけれども、営業しているとこう変わりますよという、その変わる部分についても担保しなければいけないということが出てこようかと思えます。

ただ、その部分については、当然、私ども行政サイドとしても、一回確認すれば、あとは野放しということではなくて、その施設の衛生状態の保持等を含めて、年に何回かお邪魔する機会がありますので、そういったことで当然にフォローしていくことになるかと思えます。

こういった形態になりますとどうしても、個々のケースでバリエーションが出てこようかと思えますが、それに弾力的に対応する意味からも、こういった考え方を、ある意味では意識いただいて、それで常々、業務を行うに当たってもお考えいただく。また、先ほどお話しになりました、介助を含めたところについてどう考えるかも、この機会に改めてご認識いただいてやっていただき、我々サイドとしても認識して対応することが必要と考えております。

松原委員 現況の社会福祉施設の中で、理容所は結構あると私も記憶していますが、美容は社会福祉施設の中でどのくらいありますか。

中谷課長 先ほどお話しさせていただきましたとおり、私どもは、いまのところ、理容と美容は出張業務ということで取り扱っております関係の中で、特に施設としてすべてを把握しているわけではないのですが、一部、保健所でも、実際に社会福祉施設等で行われる理・美容業務の実態がどうかということ、独自の事業で取り扱っているところがございまして、そういった調査を見ますと、やはりいまお話しのとおり、理容の施設がかなり多いという実態がございまして。

ただ、美容についても、その施設の中におられる入所の方がどういう方かということもあろうかと思いますが、そういった美容について、出張の美容サービスを取り扱っているところもございまして。圧倒的に理容が多いという実態がございまして。

松原委員 例えば特別養護老人ホームとかでは、圧倒的に女性の入所率を占めていますね。そうすると、当然、美容ということになってくると思います。そうすると、その施設の中で、理容と美容を一緒に中に置くとか、そういうことも考えられますね。

中谷課長 考え方として、理容師法、美容師法によって、理容と美容に分かれておりますので、理容師さんと美容師さんが来られて、そのスペースの中で一緒にやることは法的に認められません。ただ、その施設の利用形態をどうするかということで、考え方を少し整理していかなければいけないのしょうけれども、理容と美容は明確に分けるという原則は、法が分かれておりますので変わりません。

松原委員 はい、結構です。

関会長 諮問に「弾力的な運用規定の整備」という言葉がありますけれども、具体的にどのようなことを考えられておられますか。例えば、この2本の条例に手を入れるとか、あるいは、入れないで別途何か運用基準を設けるとか、いろいろあると思いますが。

中谷課長 その部分は、先ほど言葉足らずで申し訳なかったのですが、基準の見直しということでございまして、先ほどご説明しました理容師法施行条例3条の1号と2号の基準には、例外規定が全く設けられておりませんので、施設を設ける場合には、どのようなところであっても13㎡以上は確保しなければいけないということは変わりません。いずれにしても、条例に何らかの改正の手を加えまじと、先ほどのお話のような内容は実現いたしません。ただ、改正の仕方について、そういう意味では、一番ピンとくる

のは、基準の特例ということで、特別な場合には、この1号、2号の基準を適用しないという例外規定を設けています。その例外規定の内容について、運用で対応することも一つの選択肢かなということでもあります。

いずれにしても、この条例に、いまの基準プラス基準の特例、例外的な取扱を認めるような弾力条項がないと対応できないことになりますので、条例改正は考えております。この答申をいただきまして、条例改正を考えていきたいと思っております。

関会長 審議会としても、条例改正を視野に入れて答申することははっきりさせた方がいいと思います。その辺はあいまいなままで行くわけにはいかないと思います。

中谷課長 わかりました。

関会長 条例改正まで行きそうですが、いかがでしょうか。

近藤委員 福祉の中で、これからは、作業する側の理容師さん、美容師さんが車いすである場合も出てくるかと思いますが、いままではないですか。

中谷課長 通常、一般の営業施設の場合では、ないと思います。

近藤委員 今後、もしそういう場合には、あなたは車いすだからと言うのではなくて、そういう方々も作業できるとすれば、その0.45mの幅で動けるかなと考えたのですが、いかがなものでしょうか。それは弾力的な基準の見直しでございましょうか。

中谷課長 そうですね。そういう意味から、ここでは一応、肩幅を想定して最低の0.45mということにはなっておりますが、いまのお話は大変貴重なご意見だと思いますし、今後の運用の中にきちんと生かしていかなければいけないと考えております。

実際に資格者の方でそういう方はいらっしゃいますか。

柏木委員 あまり聞いたことはないですね。

中谷課長 いままでは例がないようですが、今後、そういう想定ができないというわけではないと思いますので。

小池委員 皆さんのお話を聞いていますと、論点が違うと思うんですよ。皆さんのお話を聞いてから、最後にお話をさせていただきたいと思ったのですが、抜本的に、消費者代表の方などもいま言っているように、条例改正をしなければいけないという原点が何なのか、我々営業者として一番考えなければいけないことは、車いすで作業する人がこれからは出てくるかもしれない。あるいは、先ほど野委員が言ったように、車いすで来たときには、その方を介助する人もいなければいけない。基本的には、逆に13㎡で

も狭いのではないかという考え方も、いま消費者の皆さんから出ていますね。

一方では、一番最初に私どもにお見えいただいたときは、狭くしたいというわけです。そうですね。

中谷課長 考え方を転換してはどうかということでございます。

小池委員 そうすると、我々としては、動線幅で0.45mというのは、人間が作業をするときに、刃物も使っていますし、危ないですね。本来はもっと、基本的なものの考え方からすれば、もう少しゆったりした理容室があって、やはりそこへ、これから高齢化に向かってお客様にお見えいただく、会長のようなナイスミドルの方たちに来ていただくときに、基本的には理想ですけどね。オブジェがあるような理容室でカットをしたり。片方では、いま消費者の皆さんがよくご存じのように、K社のような、1,000円でパーッと、狭いところで1,000円でやっていいという人が、多様化の時代ですからあっていいですよ。

あっていいですけど、基本的には、いままで日本を支えてきてくれた高齢者の方たちが、例えば養老施設に入る。そういうところは、理容いすを狭いところに置くのではなくて、僕は逆だと思っんです。いままで一生懸命に働いてくれた人ですから、何でも構わず狭く狭くというのではなくて、広いところでゆったりと頭をやってあげることが基本的に大切なのではないですかということをお願いしたんです。

どうして狭くしなければいけないのか。この辺が、僕は基本的には間違っていると思う。ただ、多様化している世の中ですから、いろいろな施設ができたり、いろいろな理容室ができたり、美容室ができたり。先ほど松原委員が言いましたように、本来おかしいですよ。ある施設に理容が入っても美容が入ってもいいのではないかと思います。欧米諸国はみんなそうですから。ところが、日本だけが、理容が入って美容はだめ、法律的にこういう規制があるからということが問題になってこなければいけないと思うのですが、衛生課の方たちが来て、お話を何回か私の事務局で聞いている感覚では、それもあってしかりけど、基本的に法のあり方をもう少し、消費者のためのことを考えてやっていただければいいなと、ご意見は申し上げていたわけです。

ですから、都議の先生方も、消費者の皆様方も、実態を知らないわけです。例えば我々が出張理容をしに行くときに、どれだけ大変な思いをしてやっているかを、行政側も、議員さんも知らない。やりに行くときは、消費者の方にお湯を用意していただいた

り、出られない方を起こしていただいたり、下にビニールを敷いてやったり、そういう大変さは、区議の先生も、都議の先生も実態を見ていない。したがって、実態を見てからこういうものの議論をしていただきたい。

僕は大田区で松原議員と同じですけど、大田区の区議会議員には、あなた方、実際に出張理髪の見学場所を見にきなさい、本当に見ているのですかと。いまヘルパーカットと言われているのですけど、具合が悪くなった方が、お皿みたいにしましてね。素人の方がやっているわけですから、切ってしまうわけです。ヘルパーカットでね。もう少し、そういう年をとった方に、心のケアをすると同時に、介護保険の見直しもここにございますが、ああいうものももう少し現場の声を聞いて、諸事情を勘案した上でやっていただかないと、将来、何でもかんでも狭いところに押しつけてしまうという感覚ではなくて、一生懸命に働いた方に、もっとオブジェがあるような理容室、美容室でやってあげるといふ感覚を、基本的には持っていただきたいと思っています。

きょうの議論は床面積だけですから、それだけに限定させてお話しさせていただければ、刃物を使う作業室は、本来ならば、0.45 mの動線幅でいいのかという問題だって議論しなければいけないですよ。カットだけだから狭いところでいいという問題ではないでしょう。何しろ、狭いところで、なるべく13㎡は必要ではないんだと。

話が長くなりますけど、理容業界で申し上げますと、4台店でやった店が、この不況で2台店になってしまった。そうすると、あとの2台は、もったいないから客待ちにするとか、あるいは、それを狭くするためには、13㎡が障害になっているというご意見があるようですけれども、僕は違うと思うんです。安いお店と高いお店の価値観、対価の価値観をどこに求めるかということ、あるところで広いところでやって、ある程度の料金をもらうならば、それなりの雰囲気とか、BGMが流れるとか、きれいな理容室でやらせていただいて、対価を消費者の皆さんにお願いする。片方では、狭くてごちゃごちゃしたところで、10分間で1,000円でやっていただくお客さんもいていいでしょう。

ですけれども、基本的なこういうものの決め方については、もう少し、さっき部長が言ったように、幅広い考え方の中からいろいろな規制をしていく、あるいは、そういうものを決めていただくことが肝要ではないかと思えます。どうも、狭いところに押し込んで、高齢者の人たちを、養老施設が視点だと言っておりますけど、そういうところへ持ち込んで、養老施設があって、慰安室がある。その片すみに理容室を置いて、そこで

ちょこちょこやってあげるといことが、本来のそういう意味合いからすると、僕は違うと思うんです。一生懸命に働いて、老後そういうところに入った人には、ゆったりしたところでゆったりやってあげられるようなことも、法的にはなかなか難しいのかもしれないけれども、考え方としては、私はそのように思っております。

田村委員 ちょっと伺いたいのですけれども、どうして狭くするという事になったのか、それを説明願いたい。それがわからないんです。

中谷課長 狭くするという事ではなくて、今回の考え方については、場合によっては、13㎡で3台までという一般の営業施設の基準があるわけで、例えば理容でいえば、こういった施設に設けて少しゆったりスペースをとって、1台だ10㎡とか、そういうことも考えられるわけです。私どもは、広くするとか狭くするとかいう議論ではなくて、その中でどれだけの設備が要るのですかという中で、どうしても13㎡がとれないという、ある意味では、社会福祉施設などの制約もあるわけです。一般の営業施設とは違う部分もありますので、そういった特段の対応の中で、バリエーションに応じられるような考え方をどのようにするかということで、この動線幅の考え方を出してきております。

その動線幅も、おっしゃるとおり、一般の営業施設でもいろいろな動線幅をとっておられる方もありますし、結構広いところもあるわけですがけれども、やはり一定の限られた中で考えた場合、私ども実態を把握しますと、先ほど申し上げましたように、0.45㎡から0.5㎡といったような、ある意味では私どもの基準は最低基準で設定しておりますので、そういった実態があるというところから、少なくとも、どんな形態であっても、0.45㎡以上は確保していただかなければいけないのではないかとということです。あくまでも公衆衛生上の基準は最低基準で考えておりますので、そういったところで設定させていただいているということでございます。

今回は、そういう意味で、先ほどお話が出ましたように、一般の営業施設について特段にということではなくて、こういった特別な場合について考えていくということで、今回の基準の特例的な考え方でご検討いただくことになったわけでございます。

田村委員 特例というのは、どういうところですか。それも挙げてください。

中谷課長 先ほどご説明しましたように、いわゆる福祉事業に限定するという事でございます。

田村委員 では、一般のところは開業はできないわけですか。

中谷課長 一般のところについては、一般の営業施設の基準そのままになります。

田村委員 それは、あちらの理事長さんとは話がついているわけですか。

中谷課長 実は、先ほど一つ申し上げなかったのは、端的に言いますと、いまの13㎡の基準が少し狭いので、もう少し大きくてもいいではないかという話は確かにありました。動線幅という考え方ではなくて、いまの基準をもう少し広くしてはどうかというご意見ももちろんあったわけですが、私ども、最低の床面積基準ということで、営業者の方にもいろいろな方々がおられますので、そういう中でクリアする基準として、特にこの部分については広くするという考え方には立っていませんという話はさせていただきました。

いまのお話は、そういう意味で、よりリラックスした場所であるということで、広いに越したことはないということがあると思いますが、一般の営業施設ではない、制約された社会福祉施設に設置する場合、いすを、例えば理容ですと、どうしても3台置かなければいけないということではない場合、じゃ、1台で10㎡とか9㎡とか、そういうことが許されないのかどうかということが、この基準に例外規定がない中では詮無いですから、その部分について対応するというところでございます。

いまの小池委員のご発言は、そういった方向性で、より高いレベルを今後目指していくべきではないかということは、それはそれとしてお考えがあるかと思いますが、私どもは、そういったことも踏まえながら、いまの状況の中での衛生上の基準ということで設定を考えると、こういった考え方になるという、あくまでも例外規定として考えております。

田村委員 昔の施設はかなり狭いところが多いけど、最近できる施設は、ずいぶんいろいろと余裕がありますよね。

中谷課長 ただ、広いところといっても、スペースが確保されれば、理容のいすや美容のいすをどんどん数を置くということもありますので、一方には、今回は例外規定で、このような考え方を新しく導入してはいるわけですが、動線幅の考え方は一つの目安にはなっていないかと思いますが。

池田委員 論点がちょっとずれるかもしれませんが、スペースも大事ですが、スペースだけでいいのかと思って、例えば採光とか換気、そのほかの問題は、この場合論議しなくていいのでしょうかということがあったものですから。

中谷課長 今回の諮問の内容にはなっていないのですが、その部分については、理容師法の中でも、採光あるいは換気といったものの規定が別途ございます。例えば炭酸ガス濃度なども決まっておりますし、私どもが施設に伺っても、そういった基準がクリアされているかどうかにも実際に確認しております。そういった、いわゆる建築物内の室内環境、空気環境を含めて、この理容師法、美容師法の中では位置づけられている部分が別途ございます。

池田委員 そっちの方はあるでしょうけど、それが社会福祉施設にも同じように適用されるんですか。

中谷課長 今回の内容で範疇に入ってくれば、当然同じ基準が適用されます。

池田委員 例えば換気するといっても、窓をあけるくらいでいいということですか。それとも、ちゃんとした換気設備を新たにつけなければいけないとか、そういう話になってくるのでしょうか。

中谷課長 当然、一つの部屋として設けることになれば、その基準をクリアするためには、強制の換気設備が必要になってくると思います。通常の理・美容施設などでも、いろいろな薬剤を含めて使いますので、当然、そういった対応が必要になってくるかと思えます。

小池委員 そういうことも、本来はもっと厳密にやってもらいたい部分がたくさんあります。ところが、いまは人員削減で、大田区においてもどんどん人がいなくなってきましたね。だから、きちんと見てもらって許可してもらわなければいけないところがいっぱいあるわけです。その問題でも、採光の問題でも。ところが、管理理容師の問題でも、法律的には、管理理容師がいなければ人を使ってはいけないわけですよ。

中谷課長 2名以上ですね。

小池委員 それなのに、実際に行政側としてやっているかということ、人が少ないから、それはやってくれていないわけです。

きょうは論点が違うからそういう話はしませんけど、こういう問題で別に行政側にとやかく言うことはないですけど、大田区においても非常に人が減っていますから、オープンして、10人も15人も使っているから管理理容師がいなければいけないのに、実際に保健所が行って査察しても、そのときはいても、常日頃はいないとか、議論しないときりがないことがたくさんあるわけです。そういうことも、本来ならば、私どもから申し

上げて、きちんとやってもらいたい部分もあるわけです。

関会長 そうした問題はいろいろあると思いますが、それは将来の課題としてね。

中谷課長 これまでの意見交換の中でもいろいろと聞かせていただいている部分もございますし、議会でも取り上げられている部分もございますので、都と区で権限は分かれています。一つの条例の中で一体的に運営している側面もありますので、実務担当者の方での、今回の改正にかかわる一連の議論の中で、そういったご意見も出ていこともきちんと踏まえて対応してまいりたいと考えております。

関会長 いろいろ出ましたが、それはくみ取っていただいて、本日のところは、この諮問事項についてさらにご意見がございましたらお願いしたいと思います。

野島委員 要は、最低基準を定めましょうということだろうと思います。したがって、選択の幅で、小池委員がご指摘のように、うちの近くにも特養がありますけど、正直なところ、この制度を利用して、そこに美容室をつくる時にどうするのかといったときに、まさか別棟を建てるわけにはいかないと思います。社会福祉事業で出入りがきついですから。そうすると、中の個室を転用しましょう。最近、個室化の流れがありますから、やろうと思えば可能だと思います。ただ、措置人員というか、利用者を目一杯とっておかなければ、財政的に動けない施設ですから、それは不可能だろうと。

古い施設は大体が共用部屋ですよ。そうすると、そこで理容室を確保するためにそこから出してしまうとなると、利用者を2なり3なり抑えなければできないわけです。そんなことを考えると、基準としてはそれでやるにしても、実態として、先ほど1,000くらいの施設があると伺いましたけど、社会福祉施設は必ずしも衛生局の所管ではないことは承知しておりますけど、老健施設等は衛生局になるのかな。療養型病床には結構そういう施設が可能だと思います。あるいは、最初から組み込んでいるところもあると思います。例えば結核療養所などはそういう形で理容室を持っているところがあります。

実際、こういう制度にして、どんな形で動いていこうかと想定されているのか、その辺をお聞かせいただきたい。

それから、小池委員がご指摘のように、私はあまり床屋に縁がない方ですけど、ゆったりしたところでやれたら、それはいいと思います。うちの方に有料特養があるのですが、そこはリクライニングシートです。もっとも、そこは入居保証金として3,500万円とかいう施設ですからね。そういう選択の幅はいろいろあるにしても、ある意味で、最

低でも基準を定めて、出張のときに大変な思いをされてやっている、設備としてこうありますよ、それをクリアして、ただ採光とか衛生の面はしっかりすれば、今までのように、隣に寝ているのにチョキチョキと脇でやって、一部分だけ残してということではなくて、衛生は確保し、最低限これだと。こういう趣旨でしょ。

中谷課長 そうです。

野島委員 冒頭の質問に戻るのですが、それをやることによってどんな形で動いていくんですか、これから。その辺、お聞かせください。

中谷課長 施設のご事情で、これまでは出張の理・美容であり、出張の理・美容の形態もいろいろありますので、ベッドでやる、ちょっと空いたコーナースペースで仮設的にやるといったような選択肢は、依然として残されてはいるわけですがけれども、私ども現場の保健所からの声でも、場合によっては、先ほどお話があったような、いままである施設の一部を活用して、少しそんな専用スペースを設けたいのだけとといったご相談も具体的にあるものですから、そういった選択肢を選ばれる施設が出てくるとすれば、そういったところにはお応えできるところが今後増えてくるのではないかと考えております。

やはり利用者の方も、よほど起き上がれないような形は別にして、施設内であれば少し動けるような方からは、別の場所だというご要望もある中で、施設側として応えられるのであれば、こういう形で応えられる。ただ、先ほどのお話のように、入所者の数とかいろいろなものがあって、これが決まったからといって特段に、施設側で何かをつくることに踏み出せない施設も多々あるうかと思えますけれども、いろいろな選択肢の中にバリエーションを一つ増やすという部分では効果があるのかと考えております。

実際にそういうご相談もありますので、そういったところに対応されるのかと考えております。

野島委員 わかりました。そういう論点でいいと思います。

あとは要望のような話ですが、これが実際に動きだしていきますと、例えば特養で1ベッドを100持っていますよと。それが、近くに3つ、4つあればかなりの需要が出ると思うんです。ぜひ、そういう際に、いままでご苦労いただきました理・美容の、地域のそれぞれのところがあるわけですから、例えば、4つ、5つの特養に1か所つくって、いまはデイサービスとか移送サービスをやっていますよね。そうすると、1か所つくる

ことによって4か所に分散させて、いままでの小さい部屋ではなくて、たっぷりのものをみんなで利用しようとするればいいのではないかと思います。

これは本日の議題とは論点が違いますけど、先ほど小池委員がご指摘の、いろいろな意味での選択肢の拡大、このようなことをぜひ地元の業界の方にもご指導をいただいていくことが、僕は一番いいのではないかと思います。それは要望といいますか、そんな思いがありますということだけ申し述べておきます。

中谷課長 これまでのご議論の中で、一部誤解を受けているところもございまして、私どもは決して、施設を小さくしたいということで議論してきたつもりはないのですけれども、結果として、動線幅の考え方になりますと、場合によっては、いまの13㎡を下回る施設が出てくる可能性があることは事実でございます。ただ、制約がある施設の中で、どのような形態を考えるかという部分では、こういった考え方を導入することによって、逆に、いろいろなバリエーションの選択肢が施設側で選べるというところから考えております。

柏木委員 きょうは、事務方のご提案どおりで、私はこれで何も言うことはないと思っただのですが、いま課長さんがそのようにおっしゃられると、ちょっと異論が出てくる。つまり、動線幅を言われるけど、私は逆に、動線幅が本当に0.45mでいいと思っておられたとしたら、実態を知らないといしか言いようがないです。

理容さんの場合は、1人が後ろにつくだけです。だけど、美容の場合は、ご利用の方はご存じでしょうけど、パーマメントをかけるときに必ず補佐する人がつくでしょう。そうすると2人分です。そういうことを実態としてご存じないとしたら、これはちょっと話がおかしくなってくるんです。

それをおっしゃらないということで、きょうは、作業所面積だけのことですから、事務方のご提案のとおり答申していただきたいと、会長さんをお願いしたいのですが。その他のことは、言いたいけど言いません。

中谷課長 いろいろなお立場によってのご意見がありますので、我々もいろいろと意見を聞きながらと思っております。

小池委員 本来は、これ一つを議論しろというのが無理なんです。ご存じだと思いますが、必ず全部リンクしているんですよ、すべてが。ですから、さっきおっしゃったように、採光の問題にしても、すべて議論の中に入れていくわけです。ただ、要は、私ど

もはこれをいただいたので、柏木会長とも、これでいいのではないかなど。でも、いま、13㎡以下もあるという議論になると、それはちょっと違いますよ。この席でその数字を言われると、僕たちとしてはちょっとね。

柏木委員 そう。動線幅が0.45mだから13㎡があり得るという、即断的なものの考え方に、ものすごく反発を感じます。

中谷課長 そういう意味で申し上げたわけではなくて、こういった特別な場合にそういった考え方を適用させないと、バリエーションに応えられないという意味で、こういう考え方を導入したということをご理解いただきたいと思います。

野委員 今回の諮問は特養など福祉施設の中に、今まで出張業務で賄っていた理・美容施設のスペースを確保するため、条例改正したいという内容で託されています。最近の特養に喫茶コーナーを設けるなど、多種多様な生活空間を取り入れつつあります。理・美容のところは仮のスペースでちょちょっとやるというのでは、作業をされているという扱いになっています。自分が生活してきた過去を振り返るような、そういう空間が確保できるという意味で、きちりとスペースを福祉施設に設けることを、わたしは希望しています。

中にいる人だけでなく、特養に入れられない人も大勢います。そういう方達は、まちの美容室にも行けないので、そうしたスペースを利用できると、施設のことを知ることが出来たりします。導線だけでなく、地域の人たちとの交流など、豊かなスペースとなってもらいたい。そこに植木があつたりするのもいいですね。13 を考えているわけではなく、家族もそこで一緒に見守ってあげることができるとか、まちに出かけているような気分になれるスペースがそこに描かれていくことを期待しています。

論点が13 云々になっているようですが、福祉施設に理・美容のスペースを入れることの意義とを分けて考えていただきたい。福祉のところを持つことは大賛成なので、まずそのことの話し合いが必要であれば、話を区切って進めていただきたいと思います。話が混同されているので、会長、整理して会議を運営していただくようお願いいたします。

松原委員 きょうの趣旨として出てきたのは、いわゆるビジネスとしての理・美容業界の許可面積のものと、福祉としてのものがごっちゃごちゃになっているんですね。そうではなくて、あくまでも今日は、福祉に関連するものの中の最低基準としての一つの

目安として提示されたということで、皆さんがお集まりになっていると思います。その辺の形で、会長から整理していただいて、それでまとめていただければと思います。

関会長 いろいろと周辺の問題が提起されまして、それはもちろん有機的な関連はあるかと思いますが、ただ、本日の諮問事項は限られていて、面積の問題です。理容と美容で若干の違いもありますが、これに絞って議論していただいて、さらに事務局案につけ加えるとか、あるいは、これでは困るということがあれば、それを言っていただきたいと思います。

周辺の問題は、さらに事務局で順次これからご検討いただきたい。そして、必要があればこの審議会に出していただきたいと思います。

近藤委員 確かに社会福祉施設の中での議論であれば、広い場所が欲しいとか、狭くていいんですよということであれば、それは選択の自由になるかもしれません。これからの論議の中に入っていくと思いますが、私ども利用者といえども、実態がよくわからないわけです。福祉施設の中の理容の場合も。床面積が広くていいのか、狭い方がいいのかということも、広いところをとって、理容の利用がないときに、そのスペースをあけておいたらどうこうという問題もあるかもしれません。

いろいろあることを考えますと、2、3見学してみたいと思いました。それからの論議もいいのではないかと思います。実態がよくわからないものですから、まちの利用者の方々の実態と、施設の中での実態ということを考えてみますと、ちょっと見学してみたいような気がいたしました。

中谷課長 そのあたりについては、以後また検討させていただきます。

近藤委員 お願いいたします。

野委員 逆に、大きな規定を設けてしまうと、どこにでも設置できないということであると、最低基準を大きく言えないのかと思ったんですけど、最近建てている特養などは、わりとゆったりと建てているように私には見えます。そこで個室を一つ減らすと入居者が入れなくなるということだけで、それがポシャってしまうよりは、できるだけどの施設にも入れる方法をとりたいと思います。

ただ、狭く規定することによって、じゃ、この狭さでいいじゃないかと設定されてしまうことも、せっかくこちらからある程度の枠をはめ込めるのであれば、ゆったりしたスペースは想定したいと思いますし、あれだけの大きな施設ですから、何らか形をとる

うと思えばスペースはとれると思っていいのではないかと考えています。

近藤委員 いま施設の中にいろいろな空間がございますものね。

野委員 そうですね。

中谷課長 いろいろな施設の形態で、新しくできるもの、旧来の施設の活用といった部分もありますので、新しくつくる施設では、当然、ゆったりとしたスペースが確保されています。それから、付加価値的な部分で効用があるということで選択いただければ、それはそれとしていいと思います。逆に言うと、13㎡だけがターゲットになっていますけれども、15㎡とか20㎡とか、そういったものも結果的にはできてくるということにもなるかと思っています。それは、ある意味で施設の方のとらえ方ですし、施設の制約をどうクリアするかということになるかと思っています。

関会長 ほかにいかがでしょうか。

おおむねご意見も出尽くしたような感じがいたしますが、またさらに、いまご要望があったように、福祉の問題とか関連の問題もいろいろありますから、今後研究していただいて、さらにこういうものを精密化するといいますが、これはあくまでも最低基準ですから、建築基準法で、道路は最低4mとなっていますが、4mが理想的ということではなくて、5m、6mの方がいいに決まっているわけです。だけど、安全面で、逃げるときは4m要するという意味ですから、それに似たような感じですね。

そういうことで、答申案についての審議はこの程度で終わらせていただきます。

事務局から出されました先ほどの答申案を、知事に対する答申としてよろしゅうございますか。

(「はい」、「異議なし」の声あり)

関会長 ありがとうございました。

それでは、ご了承いただきましたので、この答申を、知事の代理者である荻野衛生局技監にお渡しいたしたいと思えます。

(答申書手交)

関会長 それでは、以上をもちまして、本日予定されておりました議事はすべて終了いたしました。

皆様方には、長時間熱心にご討議いただきまして大変ありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

三好課長 会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様方、きょうは活発なご議論を本当にありがとうございました。本当にご苦労さまでございました。

ただいま会長から答申をいただきました。私どもとしては、この答申に書かれている内容、及び、本日委員の方々からいただいたご意見、これらを踏まえまして、答申の趣旨に沿った対応をしていきたいと考えております。

その中では、先ほどご議論がありましたように、条例改正も当然視野に入れて対応するようにというご指摘もございました。そのような形で進めてまいりたいと存じますので、引き続き委員の先生方におかれましては、我々に対するご支援、ご支持をひとつよろしく願いたいと存じます。

委員の皆様方に賜りましたご尽力に対しまして、改めて御礼申し上げますとともに、本日の審議会をこれで閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

午前11時26分閉会